

第10回 秋田25市町村対抗駅伝ふるさとあきたラン！開催要項

1 目 的

県内全ての市町村が一堂に会し、市町村を代表する選手による駅伝大会を開催することにより、県民みんなが郷土を応援し全県が盛り上がることで「元気で賑わいのある秋田」の実現を図る。

2 主 催

秋田25市町村対抗駅伝ふるさとあきたラン！実行委員会

3 共 催

秋田県、市町村、公益財団法人秋田県スポーツ協会、一般社団法人秋田県観光連盟、株式会社秋田魁新報社、特定非営利活動法人トップスポーツコンソーシアム秋田

4 主 管

一般財団法人秋田陸上競技協会

5 後 援（予定）

秋田県教育委員会、市町村教育委員会、秋田県中学校体育連盟、秋田県高等学校体育連盟、秋田県スポーツ推進委員協議会、由利本荘市スポーツ協会、秋田県商工会議所連合会、秋田県商工会連合会、各報道機関 等

6 期 日

令和5年10月1日（日）

- ・開始式 午前9時 由利本荘総合防災公園ナイスアリーナ
- ・スタート 正午 由利本荘総合防災公園ナイスアリーナ
- ・閉会式 午後3時 由利本荘総合防災公園ナイスアリーナ

※9月30日（土）からプレイベントとして、市町村及び協賛企業等によるブースを設置して地域のPR、特産販売等及び県民参加型のイベントを実施する。

7 コ ー ス

由利本荘市内循環特設コース

8 区 間 等

8 区間 24.22km とし、各区間の距離、指定選手、中継所は次のとおりとする。

区 間	指定選手	距離(km)		中 継 所	
		区間	通算		
第1区	小学生男子	1.32	1.32	スタート(ナイスアリーナ正面)	
第2区	小学生女子	1.32	2.64	第1	ナイスアリーナ正面
第3区	中学生女子	2.55	5.19	第2	ナイスアリーナ正面
第4区	高校生以上 女子	2.61	7.80	第3	秋田銀行本荘支店前
第5区	壮年	4.26	12.06	第4	由利本荘市役所前
第6区	中学生男子	3.37	15.43	第5	J A秋田しんせい 中部営農センター前
第7区	一般男子	5.10	20.53	第6	子吉駅前
第8区	高校生以上 男子	3.69	24.22	第7	由利本荘市役所前
		24.22		ゴール(ナイスアリーナ正面)	

※状況等により変更になることがある。

9 競 技

本大会は、令和5年度日本陸上競技連盟競技規則、同駅伝競走基準に準じるとともに、この大会開催要項に定めるところによる。

- (1) 市・町・村の各部対抗とする。
- (2) 走者は、前項の区間ごとに定める指定選手とする。
- (3) 円滑な競技運営と交通渋滞の緩和を図るため、次の繰り上げスタートを行う。
 - ① 第4中継所(由利本荘市役所前)、第5中継所(J A秋田しんせい 中部営農センター前) 先頭通過から10分で繰り上げスタートを行う。
 - ② 第7中継所(由利本荘市役所前) 先頭通過から15分で繰り上げスタートを行う。
 - ③ ①及び②以外の中継所においては、先頭通過から20分の差が開いたチームで、審判長または中継主任の判断により、繰り上げスタートを行う。

10 特 例

指定選手不在でやむを得ない場合に次の特例を認める。

- ① 第4区・高校生以上女子の区間は、中学生女子を可とする。
- ② 第5区・壮年の区間は、30歳以上を可とする。
- ③ 第8区・高校生以上男子の区間は、中学生男子を可とする。
- ④ 学校行事等で小学生が不在の場合は中学1年生を、中学生が不在の場合は高校1年生を可とする。

- ⑤ ①から④を除き、区間ごとに定める指定選手がケガ・疾病等により出場できないときは、指定選手以外の者を走者とすることができる。ただし、この場合は当該区間の成績は、当該走者の記録に5分を加算したものとする。

11 チーム編成

チームの人数は19名以内とし、次のとおり編成する。

- ① 監督：1名
- ② コーチ：2名以内
- ③ 選手：16名以内（補欠含む）

12 出場資格

次の出場資格に該当すること。

- (1) 選手は、健康診断及び健康観察で異常のない者とする。
- (2) 選手は、氏名・年齢・肖像権等の個人情報について新聞・テレビ等への掲載・報道に利用されること及び、感染症等予防対策を目的として個人情報を保健所・医療機関などの第三者へ提供することの同意（小学生、中学生及び高校生は、保護者の同意）を得られた者とする。
- (3) 選手区分の年齢等基準は次のとおりとする。
 - ① 小学生及び中学生は、在学中の者をいう。
 - ② 高校生以上
平成20年4月1日以前に生まれた者をいう。
 - ③ 一般男子（18歳以上）
平成17年4月1日以前に生まれた者をいう。
 - ④ 壮年（40歳以上）※男女は問わない。
昭和59年4月1日以前に生まれた者をいう。
- (4) 選手が出場できる市町村は次のとおりとする。
 - ① 秋田県外に在住し出身地が県内である者は、当該出身地の市町村から出場できる。（ふるさと選手という）
 - ② 過去にエントリーした市町村
 - ③ 選手又は選手の2親等以内※の親族の出生地、学校（在学または卒業）の所在地、居住地（住民票のある市町村をいう。）及び勤務地の市町村とする。※2親等以内…父母、子、兄弟姉妹、孫、祖父母

13 表彰

- (1) 市・町・村の各部第1位に、賞状とカップを授与する。
- (2) 市・町の各部第2位、第3位に、賞状とトロフィーを授与する。
- (3) 各部を通して第1位（総合優勝）の市町村に、賞状と優勝旗を授与する。
- (4) 各区間成績において、第1位の選手に区間賞を授与する。
ただし、10の特例②及び④により出場した選手は区間賞の対象外とする。
- (5) 前回大会の総合優勝の市町村に、レプリカを授与する。

14 宿 泊

大会前日に宿泊する場合は、各市町村の負担において手配すること。

15 アスリートビブス（大会ナンバーカード）・タスキ

(1) アスリートビブス

① 各市町村のアスリートビブスは、次のとおりとする。

【市の部】 (白)		【町の部】 (赤)		【村の部】 (黄)	
1	秋 田 市	2 1	小 坂 町	3 1	上小阿仁村
2	能 代 市	2 2	藤 里 町	3 2	大 湯 村
3	横 手 市	2 3	三 種 町	3 3	東成瀬村
4	大 館 市	2 4	八 峰 町		
5	男 鹿 市	2 5	五 城 目 町		
6	湯 沢 市	2 6	八 郎 湯 町		
7	鹿 角 市	2 7	井 川 町		
8	由利本荘市	2 8	美 郷 町		
9	湯 上 市	2 9	羽 後 町		
1 0	大 仙 市				
1 1	北 秋 田 市				
1 2	に か ほ 市				
1 3	仙 北 市				

② アスリートビブスの生地は、市（白）・町（赤）・村（黄）の各部ごとに色分ける。

③ アスリートビブスは、主催者が準備し配付する。

(2) タスキは、主催者が準備し配付する。

16 そ の 他

(1) 大会の中止

各種気象警報等の発表により、大会会長が中止の判断をする場合がある。

(2) ユニフォーム

① 各市町村のユニフォームは、主催者が準備する。

② 選手は、主催者が準備したユニフォームを着用して出場しなければならない。

(3) 選手の輸送

① 各中継所までの選手の輸送は、主催者が行う。（ただし、第1・第2中継所までは除く。）

② 選手は、主催者が準備した車両で移動しなければならない。

(4) その他、大会の運営に関する詳細は、別に定める。